

**土佐清水市斎場
指定管理者募集要項**

**令和元年8月
土佐清水市**

土佐清水市斎場指定管理者募集要項

1. 指定管理者募集の目的

従前の火葬場の老朽化や増加する火葬需要に対応するため、式場等施設も併設し、平成11年7月に開場した土佐清水市斎場です。

平成18年4月から斎場にふさわしいサービスの向上とその効率的な管理運営に向けて、指定管理者制度を導入しております。この度、平成27年4月からの指定期間が令和2年3月31日をもって満了するため、土佐清水市斎場条例第4条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

2. 土佐清水市斎場の概要

(1) 名称 土佐清水市斎場

(2) 所在地 土佐清水市浦尻字大駄馬山423番地170

(3) 施設概要

○竣工年月日 平成11年7月

○構造 鉄筋コンクリート造り平屋

○内容及び面積

- ・式場部 床面積 334.72㎡
待合ホール、式場、倉庫、和室待合、湯沸し室
- ・火葬部 床面積 232.50㎡
炉前ホール、霊安室、台車庫、空調機械室、炉室、
火葬路2炉、油庫、発電機室、残灰庫、倉庫、休憩室
- ・管理部 床面積 119.00㎡
事務室、風除室、ホール、化粧室、便所（男・女・
障害者）、自販機コーナー
- ・付属棟 霊灰棟
- ・付属施設 駐車場、庭園

(総敷地面積 6,919.58㎡)

(総建築面積 886.32㎡)

○火葬件数 年間約290件（想定）

(4) 開場時間 午前8時30分から午後5時30分まで

ただし、通夜として式場又は待合室を使用する場合（施設管理員を配備）はこの限りではありません。

(5) 休場日 1月1日及び市長が必要があると認める日。

3. 指定管理者が行う業務

指定管理者が行うべき業務は、土佐清水市斎場条例に沿ったものであり、主要業務等は下表のとおりです。(具体的内容は、別紙「土佐清水市斎場管理仕様書」に記載)

■主要業務

火葬業務、受付業務、火葬許可証受理確認業務、炉前業務、待合室業務、残骨灰処理業務、火葬炉保守点検業務、式場・待合室貸出業務、霊安室貸出業務、清掃業務、警備業務、記録業務、定期報告業務、庶務業務、建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、環境衛生管理業務、植栽(進入路、広場等を含む)管理業務、保守管理課題報告業務、斎場の修繕

■使用許可及び徴収等の業務

土佐清水市斎場条例に基づいた施設の使用許可業務、使用料、利用料徴収業務

4. 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

5. 指定管理者の選定方式

指定管理者選定は公募型プロポーザル方式(公募型提案方式)とします。選定委員会により指定管理予定候補者を選定します。(その後、市議会における議決を経て、指定管理者に指定されることとなります。なお、本件予算が議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがある。)

6. 指定管理者の指定申請日程等

- ①募集要項配布期間 令和元年8月5日(月)から
令和元年9月19日(木)まで
- ②配布場所 土佐清水市天神町11-2 土佐清水市市民課環境室
※なお、募集要項等は土佐清水市ホームページからもダウンロードできます。
- ③配布時間 平日の午前9時から午後5時(昼休12時から午後1時除く)

(1) 募集要項、現場説明会の開催

- ①開催日時 令和元年8月15日(木)午後1時30分から
- ②開催場所 土佐清水市役所2階第4会議室

(2) 提出書類に関する質問の受付

- ①受付期間 令和元8月15日(木)から8月19日(月)正午必着分まで
- ②提出方法 質問書に記入のうえ、FAX及びE-mail、あるいは市民課環境室に

直接提出してください。

(3) 提出書類に関する質問の回答

- ①回答方法 説明会参加者に対して電子メール等文書で回答します。
- ②回答日時 令和元年8月16日(金)から随時

(4) 申請書類の受付期間

- ①受付期間 令和元年8月20日(火)から令和元年9月19日(木)
- ②受付時間 午前9時から午後5時(厳守)(昼休12時から午後1時除く)
- ③提出場所 市役所市民課環境室
- ④提出方法 窓口へ提出してください
※受付期間以後の提出書類の変更は不可とします。

■提出書類等

- 1. 指定管理者指定申請書【別記様式第1号】
- 2. 募集に係る申立書【別記様式第2号】
- 3. 事業計画【別記様式第3号】
- 4. 収支予算書【別記様式第4号】
- 5. 定款、寄付行為、規約又はこれに準ずる書類
- 6. 役員名簿(氏名、住所、略歴を記載した書類)
- 7. 法人にあっては、法人登記簿謄本、法人以外の団体については身分証明書
- 8. 法人納税証明書及び消費税納税証明書
- 9. 貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他財務状況を明らかにする書類

(5) 募集事業者ヒアリングの開催

取り組み姿勢、提出書類の内容、セールスポイント等の確認のため、募集事業者ヒアリングを以下のとおり開催します。

- ①開催日時 令和元年9月下旬
- ②開催場所 市役所会議室
※詳細については、別途連絡します。

(6) 選定委員会開催 令和元年10月上旬

(7) 審査結果の決定・通知

審査の結果を、下記のとおり通知します。

- ①通知日時 令和元年12月下旬
- ②通知方法 審査結果を郵送にて通知
- ③指定議案 令和元年12月議会提出予定
- ④指定管理者との協議書締結 令和2年3月予定

⑤ 指定管理者による開場 令和2年4月1日

7. 指定管理料

会計年度ごとに指定管理料を決定します。なお、支払時期や支払方法等の詳細は別途協議します。

8. 応募に関する留意事項等

(1) 応募資格

応募者の資格は、火葬業務を中心とした斎場の管理業務を円滑に遂行できる能力を有し、なおかつ安定的かつ健全な財務能力を備えている市内に事業所又は営業所を有する事業者・団体（令和元年8月1日現在、個人での応募は不可）であり、次項のいずれにも該当しないものとします。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定に該当するもの
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあるもの
- ⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は、第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う団体

(2) 応募に関する留意事項

- ① 土佐清水市斎場指定管理者指定申請書の提出をもって、募集要項及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなします。
- ② 応募に必要な費用は、応募者の負担とします。
- ③ 本市が提示する資料は、応募に係る目的以外の使用を禁止します。

(3) 応募無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- ・ 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守れない場合
- ・ 記載すべき事項が記載されていない場合
- ・ 虚偽の内容が記載されている場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 著しく信義に反する行為があった場合

9. 経理に関する事項

(1) 指定管理料の支払い時期

原則として、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理料を決定し支払います。なお、具体的な支払時期や方法は協定にて定めます。

(2) 指定管理料に含まれる経費

- ・人件費
- ・施設維持管理業務費（設備保守管理費、清掃費、修繕費、警備費等）
- ・光熱水費、通信費等
- ・消耗品その他（霊砂他消耗品費等）

(3) 使用料の納入等

使用料は、徴収を行った週の翌週月曜日（祝日の場合は翌日）に指定口座に納入してもらいます。

利用料金については、指定管理者の収入として収受できるものとします。

(4) 使用料等の減免

使用料及び利用料金の減免については、土佐清水市が判断します。

(5) 指定期間中の業務見直し

特に業務範囲及びその内容が、当初予定していたものと著しい差異が生じた場合は、年度途中であっても指定管理料の見直しを行います。

10. 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

土佐清水市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則（平成16年規則第21号）による選定委員会で選定します。

11. 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

指定管理者選定委員会の審査に基づき、指定管理予定候補者を決定します。その後、市議会における議決を経て、指定管理者に指定されることとなります。

(2) 協定内容

指定管理者と締結する主要な協定内容は、下記の事項を予定しています。

- ・事業計画に関する事項
- ・斎場の使用許可に関する事項
- ・管理に要する費用に関する事項
- ・管理を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・管理業務の報告に関する事項

- ・指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・その他市長が必要と認める事項等

(3) 管理業務の水準が低下した場合の措置

定期的に監査を行い、指定管理者の管理業務の水準が低下したと判断した場合、必要な指示を行い、指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないことを認めるときは、指定を取り消します。

1 2. 関係法令の遵守

業務の遂行にあたっては、斎場管理に係る法令等を遵守してください。特に下記の法令等に留意することが必要です。

- ・地方自治法
- ・墓地、埋葬等に関する法律
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・消防法
- ・建築基準法
- ・土佐清水市斎場条例
- ・その他

1 3. その他

(1) 事業の継続が困難になった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき理由により、事業の継続が困難になった場合は、指定を取り消します。その場合、土佐清水市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。さらに、次期指定管理者が円滑に斎場の管理運営業務を遂行できるように、引き継を行うものとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合、または、協定書に記載していない事項が生じた場合は、土佐清水市と指定管理者は協議のうえ決定するものとします。

1 4. 問い合わせ先

斎場の指定管理者募集に関する問い合わせは、下記のとおりです。

土佐清水市市民課環境室

〒787-0392

土佐清水市天神町11-2

TEL 0880-82-1214

FAX 0880-82-1292

E-mail shimin-lg@city.tosashimizu.lg.jp